

## 国設排水機場操作員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国設排水機場操作員（以下「操作員」という。）の委嘱、活動等に関し必要な事項を定めるものとする

(委嘱)

第2条 操作員は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えている者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 排水機場操作業務に適すると認められる者。
- (2) 活動要請から速やかに参集できる者

(委嘱の期間)

第3条 操作員の委嘱期間は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、第7条の規定に該当する場合を除き、市長が必要と認めるときは期間を更新することができる。

(活動内容)

第4条 操作員の活動は、次のとおりとする。ただし、排水機場の設備や状況により活動内容を変更し要請することができる。

- (1) 排水機場・樋門の施設点検、整備及び操作に関すること。
- (2) 洪水警戒体制時の待機に関すること。
- (3) 洪水時の排水機場操作に関すること。
- (4) その他水閘門等操作業務に関すること。
- (5) 上記活動に伴う記録及び報告に関すること。

2 前項における活動は、市又は国の要請により実施するものとする。

(活動時間等)

第5条 操作員の活動日及び活動時間等は、所属長が別に指定する。ただし、緊急時において必要と認める場合には、別に活動時間を指定し要請することができる。

(退任)

第6条 操作員が退任するときには、退任する日の30日前までに退任願を提出するものとする。ただし、やむを得ない場合にはこの限りでない。

(解嘱)

第7条 操作員が次の各号の一に該当するときは、委嘱期間にかかわらず解嘱することができる。

- (1) 活動を怠り、又は活動上の指示に不当に従わないとき。
- (2) 操作員として不信行為があったとき、又は市の信用を著しく失墜するような行為があったとき。
- (3) 心身の故障のため活動の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) その他操作員としての適格性を欠くと認められるとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。